# 102-122

# 問題文

食品表示法に基づく食品表示に関する記述のうち、正しいのはどれか。2つ選べ。

- 1. n-3系脂肪酸、ビタミンK及びカリウムは、栄養機能食品の栄養成分として栄養機能表示が認められている。
- 特定保健用食品において、疾病リスク低減表示が認められている関与成分には、葉酸、カルシウム及びへム鉄がある。
- 3. 機能性表示食品では、科学的根拠を有する関与成分について、企業の責任において疾病リスク低減表示が認められている。
- 4. 食品に含まれるナトリウムは、食塩相当量ではなく、ナトリウム量として表示する。
- 5. 特定原材料又はL-フェニルアラニン化合物を含む加工食品では、表示可能面積が小さくても、これを含む旨の表示を省略してはいけない。

## 解答

1.5

### 解説

選択肢1は、正しい選択肢です。

n-3 系脂肪酸には、皮膚の健康維持を助ける と表示を認められています。ビタミン K は、正常な血液凝固能 を維持する栄養素 と表示を認められています。カリウムには、正常な血圧を保つのに必要な栄養素 と表示を認められています。

#### 選択肢 2 ですが

疾病リスク軽減表示が認められている関与成分は、この試験実施時において、Ca 及び 葉酸のみです。ヘム鉄が誤りです。

ちなみに、Ca は、骨粗しょう症のリスク軽減表示が認められています。葉酸は、神経肝障害のリスク軽減表示が認められています。

#### 選択肢3ですが

機能性表示食品は、機能性(例)血圧上昇抑制作用)を表示できますが、疾病リスク軽減表示は、認められて いません。

#### 選択肢 4 ですが

食品表示法の改正により、ナトリウム量は食塩相当量で表示されるようになりました。

選択肢5は、正しい選択肢です。

以上より、正解は 1,5 です。